

「民生委員・児童委員、主任児童委員」ってどんな人？

民生委員・児童委員とは 地域住民の立場にたって、地域の福祉を担うボランティアです。民生委員は、児童委員も兼ねています。

〇〇士というような専門の資格の名前ではなく、地域の方の中から選ばれています。

福祉には、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、生活困窮者福祉などがあります。

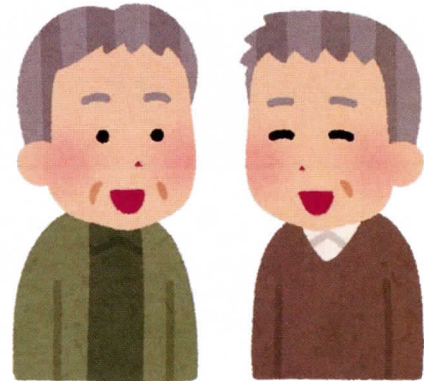
昨今の少子高齢化や単身世帯の増加などの状況もある中で、民生委員の活動は、特に高齢者福祉に関することが目立ちます。

主任児童委員とは 子どもや子育てに関する福祉を担当しています。

主任児童委員は地区により、1～3の小学校区を1人で受け持っています。

民生委員・児童委員の担当地区より広がっており、お互いに連携し合いながら児童福祉に携わっています。

主任児童委員は、各住民自治協議会からご推薦いただいています。



【地域福祉の担い手は、地域に住む皆さん自身です。】

地域福祉では、民生委員や住民自治協議会の役員さんなどの特定の人だけでなく、「みんなで支える・支え合う」ことが大切です。まずはご自身や家族で地域の行事などに参加する。次は参加しようか迷っているご近所さんを誘ってみる。など、徐々に地域のつながりの輪を広げ、地域のみんなで、より住みやすいまちをつくっていきましょう。

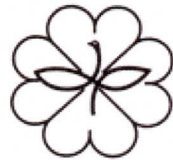
発行 松阪市民生委員児童委員協議会連合会

事務局 ☎ 0598-53-4089 (松阪市役所地域福祉課内)

発行年月 令和5年5月

知ってください「民生委員・児童委員」のこと

民生委員の仕事は？



民生委員は、地域の身近な相談役であり、専門機関へのつなぎ役です。

相談を市役所の担当課、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの福祉の専門機関へつなぐ役割を担っています。

民生委員には、民生委員法による守秘義務があります。相談の秘密が守られるとともに、市役所や専門機関と情報交換ができるようになっています。



民生委員が自ら送迎や介護などの福祉的な支援をする訳ではありませんが、登下校の見守りなどの地域福祉活動に有志で取り組んでいる民生委員もたくさんいます。

また、多くの地域で住民自治協議会の福祉部会や、地区福祉会と連携して地域福祉の増進に取り組んでいます。

民生委員はどうやって選ばれるの？

松阪市では各自治会や住民自治協議会から、原則としてその地域にお住まいの方の中からご推薦いただいています。市、県、国の手続きを経て、厚生労働大臣から委嘱を受けています。

自治会の規模により、1つの自治会に1人の民生委員、複数の自治会に1人の民生委員、1つの自治会に複数の民生委員というように、自治会単位(の組み合わせ)の担当地区となっており、その担当地区の自治会からご推薦いただいています。